

# 山口県報

平成27年  
3月10日  
(火曜日)

## 目次

- 規則 山口県公有財産規則の一部を改正する規則(管財課)……………一
- 告示 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(建築指導課)……………一
- 告示 山口県土地利用基本計画の変更の公表(政策企画課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課)……………二
- 救急病院の認定(地域医療推進室)……………三
- 特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………三
- 山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………六
- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)……………六
- 公告 種畜証明書の交付(畜産振興課)……………七
- 基本測量の実施の終了(監理課)……………七
- 公共測量の実施の終了(監理課)……………七
- 調達契約に係る苦情処理手続要綱の公表(会計課)……………七
- 人委公告 平成二十七年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施……………一〇
- 平成二十七年山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施……………一二



山口県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十日

### 山口県規則第五号

山口県公有財産規則の一部を改正する規則

山口県公有財産規則(昭和三十九年山口県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十三条第二号」を「第二十一条第二号」に改める。

第三十九条第一項及び第四十条第一項中「第一百六十九条の四第二項」を「第一百六十九条の七第二項」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十九条第一項及び第四十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十七年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第六号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。)の施行について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(マンションの除却の必要性に係る認定の申請の添付書類)

第二条 省令第四十九条第一項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第百二条第二項の認定を受けようとするマンションが同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(マンションの容積率の特例に係る許可の申請の添付書類)

第三条 省令第五十二条第一項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる書類とす









- 〃 〃 六 午前一時から午前十一時三〇分まで 柳井市役所阿月出張所
  - 〃 〃 〃 午後一時から午後四時三〇分まで アクティブやない
  - 〃 〃 七 午前一〇時三〇分から午前十一時三〇分まで 柳井市役所平郡出張所
  - 〃 〃 〃 午後一時から午後二時まで 柳井市役所平郡出張所西平郡連絡所
  - 〃 〃 八 午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで 柳井市役所
- 平成二十七年七月九日から同年九月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。
- 三 所在場所における定期検査の期間  
平成二十七年七月一日から同月三十一日まで
  - 四 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人山口県計量協会
- 一 区域 玖珂郡
  - 二 検査の期日、場所等  
期 日 時 間 場 所  
平成二七、七、一七 午後一時から午後二時三〇分まで 和木町体育センター  
平成二十七年七月二十一日から同年九月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。
  - 三 所在場所における定期検査の期間  
平成二十七年八月三日から同月三十一日まで
  - 四 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

- 平成二十七年三月十日 山口県知事 村岡 嗣政
- 一 施行者の名称  
山陽小野田市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称  
山陽小野田都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道
  - 三 事業施行期間  
昭和四十六年十一月十九日から平成三十二年三月三十一日まで
  - 四 事業地  
山陽小野田市北竜王町、南竜王町、港町、須恵二丁目、須恵三丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、セメント町、平成町、住吉本町一丁目、住吉本町二丁目、千代町一丁目、千代町二丁目、稲荷町、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、高栄一丁目、高栄二丁目、高栄三丁目、新生一丁目、新生二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、旭町一丁目、新沖一丁目、新沖三丁目、叶松一丁目、叶松二丁目、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、波瀬一丁目、大学通一丁目、高千帆一丁目、高千帆二丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、柿の木坂三丁目、掃山一丁目、掃山二丁目、掃山三丁目、共和台、厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、大字小野田、大字東高泊、大字丸河内、大字西高泊、大字千崎、大字有帆、大字東須恵、大字郡、大字鴨庄、大字厚狭、大字山川、大字津布田及び大字植生
- 山口県告示第八十六号
- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。
- 平成二十七年三月十日 山口県知事 村岡 嗣政
- 三の3の表中「野村望東尼終焉の宅及び宅跡並びに墓」を「野村望東尼終焉の宅跡及び墓」に、「大字三田尻村」を「三田尻本町二〇の一及び桑山一丁目一九三六の一」に、「岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群及びムクノキ巨樹」を「岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群」に改め、「及び河川敷」を削る。



(七四) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十七年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書 番号	名	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
一一三五四四 五三三三五	照平峰 （全和二〇一三子山黒一三五四黒毛和種） 四五三三五五号	黒毛和種	平成二五、 一一、二二	山 口 県	二級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

(七五) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量（空中写真撮影及びオルソ画像作成）

二 作業の地域

山口市、萩市、美祿市、周南市及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

平成二十六年四月二十一日から平成二十七年一月二十三日まで

(七六) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ  
りました。

平成二十七年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

二 作業の地域

柳井市

三 作業の期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年二月十三日まで

(七七) 調達契約に係る苦情処理手続要綱の公表

調達契約に係る苦情処理手続要綱（以下「要綱」という。）を改正したので、改正後  
の要綱を次のとおり公表します。

平成二十七年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

調達契約に係る苦情処理手続要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政  
令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）の規定が適用される調達  
契約（以下「特定調達契約」という。）の取扱いに関する苦情の処理手続について必  
要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において「物品等」、「特定役務」又は「調達契約」とは、政令第二  
条に規定する物品等、特定役務又は調達契約をいう。

2 この要綱において「供給者」とは、県が特定調達契約を締結し、又は締結しようと  
した際に当該特定調達契約に係る物品等又は特定役務の提供を行った者又は行うこと  
が可能であった者をいう。

3 この要綱において「契約担当者」とは、山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則  
第五十四号）第二百二十八条に規定する契約担当者をいう。

(協議)

第三条 契約担当者は、供給者から特定調達契約の取扱いに関し、千九百九十四年四月  
十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュ  
ネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下

「協定等」という。)に違反する行為があったとして協議の申出があったときは、当該協議に応じ、当該協議に係る苦情の解決に努めなければならない。

(苦情の申立て)

第四条 供給者は、特定調達契約の取扱いに関し、協定等に違反する行為があったと認めるときは、当該行為があったことを知り、又は知り得た日の翌日から起算して十日以内に山口県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)に対し、苦情を申し立てることができる。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合には、供給者は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に苦情を申し立てることができる。

3 前二項の規定による苦情の申立て(以下「苦情申立て」という。)をしようとする者(以下「苦情申立人」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「苦情申立書」という。)を委員会に提出するものとする。

一 苦情申立人の氏名及び住所(苦情申立人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

二 苦情申立てに係る物品等又は特定職務の調達の内容

三 苦情申立てに係る特定調達契約の取扱いに関し、協定等に違反する行為があったことを知った年月日

四 苦情申立ての趣旨及び理由

五 契約担当者との協議の有無

六 苦情申立ての年月日

(苦情申立ての補正)

第五条 委員会は、苦情申立書に不備の点があると認められるときは、相当の期間を定めて苦情申立人にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないものと認められるときは、委員会は、職権でこれを補正することができる。

(苦情申立ての却下)

第六条 委員会は、苦情申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該苦情申立てを却下することができる。

一 第四条第一項及び第二項に規定する期間経過後に苦情申立てが行われたとき。

二 苦情申立ての内容が特定調達契約以外の調達契約に関する事項であるとき又は検討することが無意味なものであるとき。

三 苦情申立てに係る行為の協定等に違反する程度が軽微なものであるとき。

四 供給者以外の者による苦情申立てであるとき。

五 苦情申立人が前条の規定による補正命令に従わなかったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、委員会による検討が適当でないとして認められるとき。

2 委員会は、前項の規定による却下をするときは、その旨及び理由を書面により苦情申立人に通知するものとする。

3 委員会は、第一項の規定により当該苦情申立てを却下する場合を除き、直ちに当該苦情申立てに係る特定調達契約の契約担当者に苦情申立書の写しを送付するとともに当該苦情申立てがあつた旨を公示するものとする。

(参加人)

第七条 委員会は、前条第三項の規定により公示をした日の翌日から起算して五日以内に苦情申立人以外の供給者から、書面により当該苦情申立てに関する苦情の処理手続に参加したい旨の申出があつたときは、参加人として当該処理手続に参加させることができる。

(執行停止の措置)

第八条 委員会は、苦情申立てがあつたときは、速やかに契約締結手続の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止の措置」という。)をとることを契約担当者に要請するかどうかを決定し、要請する旨決定したときは直ちに書面でその旨を苦情申立人、参加人及び契約担当者(以下「苦情申立人等」という。)に通知し、要請しない旨決定したときは直ちに書面でその旨及び理由を苦情申立人及び参加人に通知するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに執行停止の措置をとらなければならない。ただし、公共の利益に著しい障害を生ずるおそれがあるときその他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

3 契約担当者は、前項ただし書の規定により執行停止の措置をとらないときは、委員会にその理由を書面で報告しなければならない。

4 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、直ちに同項の書面の写しを苦情申立人及び参加人に送付するものとする。

5 委員会は、第三項の規定による報告があつたときは、執行停止の措置をとらない理由が認めるに足りるものであるかどうかを決定し、直ちにその結果を苦情申立人等に書面により通知するものとする。

(弁明書)

第九条 契約担当者は、苦情申立書の写しの送付を受けた日から起算して十四日以内に、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、弁明書の提出があつたときは、直ちにその写しを苦情申立人及び参加人



に送付するものとする。

(意見書)

第十条 苦情申立人又は参加人は、弁明書の写しの送付を受けた場合において当該苦情申立てについて委員会による検討を求めるときは、その日から起算して七日以内に意見書を提出するものとする。

2 委員会は、前項の意見書の提出があったときは、直ちにその写しを契約担当者に送付するものとする。

(代理人)

第十一条 苦情申立人又は参加人は、代理人を選任し、その者に苦情申立てに関する一切の行為をさせることができる。

2 代理人の資格は、書面で委員会に証明しなければならない。

3 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、書面でその旨を委員会に届け出るものとする。

(意見聴取)

第十二条 委員会は、当該苦情申立ての検討をする場合は、苦情申立人等に対して委員会の会議(以下「会議」という。)に出席を求め、かつ、その意見を聴かなければならない。ただし、苦情申立人又は参加人が会議に出席を求められた日に出席しない場合は、この限りでない。

2 苦情申立人等は、前項本文の規定による意見聴取(以下「意見聴取」という。)に委員会の許可を得て補佐人とともに出席することができる。

3 委員会は、意見聴取において必要があると認めるときは、苦情申立人若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は契約担当者に対し説明を求めることができる。

4 意見聴取は、公開により行うものとする。ただし、委員会が公開することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

5 前項の規定により公開により行われる意見聴取は、苦情申立人、参加人、契約担当者その他の調達に利害関係を有する者に関する営業上の秘密、製造過程、知的財産その他の商業上の秘密の保護に配慮されたものでなければならない。

(証人)

第十三条 委員会は、苦情申立人等の申立てにより、会議に当該苦情申立てに係る証人を出席させ、証言をさせることができる。ただし、証人の出席は、苦情申立人、参加人、契約担当者その他の調達に利害関係を有する者に関する営業上の秘密、製造過程、知的財産その他の商業上の秘密の保護に配慮されたものでなければならない。

(公聴会の開催等)

第十四条 委員会は、苦情申立人等の申立て又は職権により、当該苦情申立てに関して公聴会の開催その他の適当な方法により当該苦情申立人等以外の者の意見を聴く機会を設けることができる。

(報告書及び提案)

第十五条 委員会は、当該苦情申立てに対する検討を終えたときは、直ちにその結果を記載した報告書を作成するものとする。この場合において、委員会において、当該報告書に検討結果の根拠、当該苦情申立ての全部又は一部に正当性があるかどうか、及び当該苦情申立てに係る特定調達契約の取扱いに関し、協定等に違反する行為があったかどうかを明らかにするものとする。

2 委員会は、前項本文に規定する場合において当該苦情申立てに係る特定調達契約の取扱いに関して協定等に違反する行為があったと認めるときは、契約担当者に対し、次に掲げる措置の一年以上を含む適切な是正策を提案するものとする。

一 契約の締結に必要な手続を新たに行うこと。

二 調達条件を変更せず、契約の締結に必要な手続を再度行うこと。

三 供給者の入札参加資格を再審査すること。

四 他の供給者を契約の相手方とすること。

五 契約を破棄すること。

3 委員会は、前項の規定による提案(以下「提案」という。)をするに当たっては、契約締結手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益の程度、協定の趣旨の阻害の程度、契約の履行の状況、調達の緊急性、県の業務に対する影響その他の事情を考慮するものとする。

4 委員会は、委員会の委員が少数意見の公表を求めた場合は、当該意見を報告書に付記することができる。

5 委員会は、第一項の報告書及び提案をする場合には、提案を記載した書面を苦情申立人等に送付するものとする。

(提案に基づき講じた措置の報告)

第十六条 委員会は、提案をした場合において、必要があると認めるときは、契約担当者に対し、その提案に基づいて講じた措置について相当の期間を定めて書面により報告を求めることができる。

(文書の保存)

第十七条 契約担当者は、苦情の処理手続に資するため、特定調達契約を締結した場合には、当該特定調達契約の締結の日から三年間(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る特定調達契約の場合にあつては、五年間)当該特定調達契約に係る文書(当該特定調達契約に関する履歴を適切に確認する

ための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を保存しなければならない。

（苦情申立て及び処理の状況の公表）

第十八条 知事は、苦情申立て及びその処理の状況について、毎年、公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成二十七年三月二日から施行する。



公 告

平成二十七年山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）の実施

平成二十七年山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。

平成二十七年三月十日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十七人程度
東京都	
大阪府	
兵庫県	それぞれ三人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十七年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者
東京都	昭和六十年五月十二日から平成六年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者
大阪府	昭和五十七年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者
兵庫県	昭和五十五年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
- なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十七年五月十日（日曜日）  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 梅光学院大学

(二) 第二次試験

山口市 山口県立大学  
岩 国 市 山口県民文化ホールいわくに  
山口県の合格者については、次のとおり実施します。  
なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。  
(2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。  
なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一六〇センチメートル以上であること。
- 体重 四七キログラム以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四五回以上
- 握力 左右の平均が四一キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に二一回以上
- シャトルラン 四三回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験  
日時 平成二十七年六月六日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター  
体力検査

(2) 日時 平成二十七年六月七日(日曜日)、同月十三日(土曜日)及び同月十四日(日曜日)のうち、山口県人事委員会が指定する日  
場 所 山口県警察学校  
(3) 口述試験  
日時 平成二十七年七月六日(月曜日)から同月二十二日(水曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日  
場 所 山口県警察学校

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。  
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十七年五月二十日(水曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十七年八月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十七年八月上旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十七年十一月中旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額二十万七千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年三月十日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(男性)(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県のみです。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年三月十日(火曜日)から同年四月十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年四月十七日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十七年三月十日(火曜日)午前九時から同年四月十日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十七年年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成二十七年年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十七年三月十日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

十人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十七年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十七年五月十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 梅光学院大学

山口市 山口県立大学

岩国市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一五〇センチメートル以上であること。
- 体重 四三キログラム以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上
- 握力 左右の平均が二四キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に一五回以上
- シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十七年六月六日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十七年六月七日(日曜日)、同月十三日(土曜日)及び同月

十四日(日曜日)のうち、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十七年七月六日(月曜日)から同月二十二日(水曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

五 配点 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験 教養試験 五〇点

第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十七年五月二十日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十七年八月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万七千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年三月十日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十四分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(女性)(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年三月十日(火曜日)から同年四月十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十七年四月十七日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十七年三月十日(火曜日)午前九時から同年四月十日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）に問い合わせてください。

---

平成二十七年三月十日印刷  
發行

發行  
人所

山口  
山口  
県  
知事  
庁